

周南緑地整備管理運営事業  
実施方針及び要求水準書（案） 新旧対照表

実施方針及び要求水準書（案）の修正事項について以下に示します。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	旧	新
1	実施方針	7	第 1 章	1	(9)	⑦	第 I 期 設計期間 令和 5 年 4 月から着工まで	第 I 期 設計期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月
2	実施方針	7	第 1 章	1	(9)	⑦	第 II 期 設計期間 令和 5 年 4 月から着工まで	第 II 期 設計期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月
3	実施方針	7	第 1 章	1	(9)	⑦	第 III 期 設計期間 令和 5 年 4 月から着工まで	第 III 期 設計期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月
4	実施方針	8	第 1 章	1	(9)	⑧	第 III 期 既存屋外水泳場（令和 5 年より廃止） プール跡地駐車場整備	削除
5	実施方針	23	第 4 章	2	(2)		サッカー場 サッカーピッチを人工芝とし、その周囲を <u>ウレタン舗装</u> とする。	サッカー場 サッカーピッチを人工芝とし、その周囲を <u>全天候型舗装（ゴムチップ舗装）</u> とする。
6	要求水準 書（案）	ii	目次				第 9 章民間提案施設事業に関する事項	第 8 章民間提案施設事業に関する事項
7	要求水準 書（案）	3	第 1 章	3-2			サッカー場 サッカーピッチを人工芝とし、その周囲を <u>ウレタン舗装</u> とする。	サッカー場 サッカーピッチを人工芝とし、その周囲を <u>全天候型舗装（ゴムチップ舗装）</u> とする。
8	要求水準 書（案）	6	第 1 章	7			第 I 期 設計期間 令和 5 年 4 月から着工まで	第 I 期 設計期間 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	旧	新
9	要求水準書(案)	6	第1章	7			第Ⅱ期 設計期間 令和5年4月から着工まで	第Ⅱ期 設計期間 令和5年4月から令和6年3月
10	要求水準書(案)	6	第1章	7			第Ⅲ期 設計期間 令和5年4月から着工まで	第Ⅲ期 設計期間 令和5年4月から令和6年3月
11	要求水準書(案)	7	第1章	7			第Ⅲ期 既存屋外水泳場(令和5年より廃止) プール跡地駐車場整備	削除
12	要求水準書(案)	11	第1章	14-3			2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省住宅局建築指導課)	2020年版建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省住宅局建築指導課)
13	要求水準書(案)	11	第1章	14-3			—	建築構造設計基準及び参考資料 令和3年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
14	要求水準書(案)	18	第2章	3-1	(1)		観覧スペース 固定席は20席程度	観覧スペース 固定席は30席程度
15	要求水準書(案)	21	第2章	3-1	(5)	②	水温、室温は27℃～30℃程度を目安とする。	水温は25℃～28℃程度を目安とする。
16	要求水準書(案)	22	第2章	3-1	(5)	②	水深は1.0m以上	水深は1.35m以上
17	要求水準書(案)	22	第2章	3-1	(5)	②	—	スタート台(着脱式)、タッチ版をプールの両側に設置すること。
18	要求水準書(案)	31	第2章	3-4-2	(2)	ク	屋外温湿度条件は、建築設備設計基準・同要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)最新版に示された <u>山口</u> の値とすること。	屋外温湿度条件は、建築設備設計基準・同要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)最新版に示された <u>下関</u> の値とすること。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	旧	新
19	要求水準書(案)	32	第2章	3-4-4	(2)	イ	受水槽は、災害時に取り出すことができるよう、緊急遮断弁や防災用給水バルブを整備すること。	受水槽を設置する場合は、災害時に取り出すことができるよう、緊急遮断弁や防災用給水バルブを整備すること。
20	要求水準書(案)	33	第2章	3-4-4	(8)	ウ	循環ろ過設備は、プール及び浴槽に分割設置すること	循環ろ過設備は、プールに分割設置すること
21	要求水準書(案)	33	第2章	3-4-4	(8)	カ	浴槽に対する循環ろ過設備は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(厚生労働省 69 健衛発第 95 号平成 13 年 9 月 11 日)に定める構造を有するものとする	削除
22	要求水準書(案)	42	第3章	2-3	(1)	カ	自己評価の結果について、個別業務ごとに「事業評価報告書」としてまとめ、毎年 <u>3月</u> 末に市に報告すること。	自己評価の結果について、個別業務ごとに「事業評価報告書」としてまとめ、毎年 <u>翌月</u> 末に市に報告すること。
23	要求水準書(案)	44	第4章	1-3			1-3 業務責任者及び <u>管理責任者</u>	1-3 業務責任者
24	要求水準書(案)	61	第5章	1-7	(2)	ウ	<u>健康ルーム</u> 運営業務の業務責任者は、有効利用促進のため・・・	<u>トレーニングエリア</u> 運営業務の業務責任者は、有効利用促進のため・・・
25	要求水準書(案)	62	第5章	1-7	(2)	ウ	c <u>健康ルーム</u> 運営業務に配置する利用者管理指導員 1 名は、	c <u>トレーニングエリア</u> 運営業務に配置する利用者管理指導員 1 名は、
26	要求水準書(案)	83	第7章	1-6	(2)		園地等については、資料 <u>27</u> 「総合スポーツセンター等仕様」の水準を下回らないものとし、「 <u>周南市土木工事標準仕様書</u> 」、「 <u>周南市土木局業務委託標準仕様書</u> 」を遵守すること。	園地等については、資料 <u>26</u> 「総合スポーツセンター等仕様」の水準を下回らないものとし、「 <u>山口県土木工事共通仕様書</u> 」、「 <u>山口県業務委託共通仕様書</u> 」を遵守すること。